

市営桜が丘墓園（第2期）

使用者募集のご案内

市営桜が丘墓園（第2期）の使用者を募集します。この案内をよくお読みのうえ、随時お申し込みください。

1. 墓園概要

(1) ところ

府中市桜が丘二丁目1番1（南東区画：C・Dゾーン）

(2) 募集区画

全194区画 C1-1～C7-17（C111区画）

D1-1～D7-12（D83区画）

(3) 募集区画の内容

1区画 4㎡（2m×2m）

使用料 550,000円

※桜が丘に居住している人、桜が丘団地の住宅区画を購入している人、住宅区画を定期借地している人については、1区画につき110,000円の減免制度があります。

2. 申込資格

申込みできるのは、次の要件のいずれかを満たしている人です。

①府中市に1年以上住民票がある人

②府中市に本籍がある人

③府中市桜が丘団地の住宅区画を購入・契約（定期借地を含む）した人

※ただし、市営桜が丘墓園をすでに2区画使用している人は申込みできません。

3. 申込受付

(1) 受付時間

午前8時30分～午後5時00分（土曜・日曜・祝日を除く）

(2) 受付場所

府中市役所 市民課 生活衛生係（府中市府川町315番地）

(3) 提出書類

①府中市墓地使用許可申請書（別記様式第1号）

②申請者の住民票（本籍の記載のあるもの）

※本籍のみ府中市にある人は戸籍抄本（戸籍謄本）

③府中市墓地使用料減免申請書（別記様式第4号）

※桜が丘に居住している人、桜が丘団地の住宅区画を購入している人、住宅区画を定期借地している人について、減免措置を希望される場合は提出してください。

〔注意〕・申し込みは1人2区画までとします。

・住民票及び戸籍抄本（戸籍謄本）は返却できません。

4. 申し込み終了後から使用許可証の交付まで

(1) 使用料の納入

使用決定者全員へ、使用料の納入通知書を送付しますので、指定する期日までに納入してください。

(2) 使用許可証の交付

使用料の納付を確認後、墓地使用許可証を郵送します。

※金融機関により、納付確認に2週間程度を要することがあります。使用許可をお急ぎの場合は、事前にご相談ください。

〔注意〕指定期日までに使用料を納入されなかった場合は、墓地使用を辞退されたものとして取り扱いますのでご注意ください。

7. 使用許可後の届出等について

▶ 墓石を造るとき（工作物新設・改造届）

墓碑や囲障等の設置や増設、改造をするときに事前に届出てください。（墓碑及びこれに類する施設の高さは2m以内、囲障の高さは1m以内、盛土の高さは、10cm以内です。）寸法の記載された姿図等の添付が必要です。

なお、墓石は東南向きでの設置をお願いします。

▶ 納骨するとき（埋蔵届）

焼骨のみ埋蔵してください。その際、事前に届出をしてください。

墓地に納骨できる範囲は、親族並びに同居者に限ります。火葬許可証（斎場で火葬執行後交付されます）、または、改葬許可証の添付が必要です。

※他の墓地から焼骨を移転し埋蔵するときは、移転する前に改葬許可申請が必要になります。改葬許可は、移転元の墓地がある市町村に申請してください。詳しくはご相談ください。

▶ 使用者の住所や氏名が変更したとき（住所変更届、氏名変更届）

使用許可を受けた人の住所が変わったり、婚姻等により氏名が変わったりしたときは届出をしてください。使用許可証の添付が必要です。また、変更を証す

る書面の提出をお願いすることがあります。

▶ 使用者が亡くなったとき（使用権移転届）

使用許可を受けた方が亡くなり、その墓地を引続き祭祀継承者が使用される場合には、使用者を変更しますので届出てください。なお、使用許可証と戸籍謄本又はその祖先の祭祀を承継することを証する証明書が必要です。

▶ 使用許可証を紛失したとき（府中市墓地使用許可証再交付申請書）

使用許可証を紛失した場合は、再交付しますので申請をしてください。

8. 使用者の義務について

使用許可を受けた区画の清掃は、使用者で行ってください。定期的に除草し、他の使用者の迷惑にならないように管理してください。なお、お供えの草花、菓子等は各自で持ち帰って処分してください。管理ができていない場合、市から督促させていただくことがあります。

また、火の始末を徹底してください。

9. 使用上の注意について

▶ 使用区画が不要になった場合は、墓地を原型に回復して届出てください。

ただし、使用料の返還はできません。

▶ 使用許可を受けた区画を他人に譲渡したり、貸し付けたりすることはできません。

10. 使用許可の取消し

墓地の使用について法令又は府中市墓地設置及び管理条例の規定に違反したときや、使用者又は使用者の親族若しくは縁故者の所在が不明のときは、使用許可を取り消すことがあります。

申し込み・問い合わせ先

〒726-8601 府中市府川町3 1 5 番地 府中市役所 1 階

府中市健康福祉部 市民課（生活衛生係）

電話 0 8 4 7 - 4 3 - 7 2 0 7